政令第三百二十一号

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第三条第二項並びに株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第一項第二号及び第七項、第二十六条の三第二項、第三十一条第一項及び第三項並びに第三十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「ハ及びル」を「ニ及びヲ」に改め、ルをヲとし、ハからヌまでをニからルまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　道路の建設、修繕及び運営に関する事業

第三条第二号に次のように加える。

ワ　原油又はガスを原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、リに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業

カ　廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業

第五条第一号ワを夕とし、その次に次のように加える。

カ　船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットホーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。）の製造、整備、運用及びリース取引に関する事業

ヨ　人工衛星の打上げ、追跡及び運用に関する事業

第五条第一号中ルをヲとし、ハからヌまでをニからルまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　道路の建設、修繕及び運営に関する事業

第五条第一号に次のように加える。

レ　医療に関する事業（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備を利用するものに限る。）

ソ　原油又はガスを原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、リに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業

ツ　廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業

第五条の次に次の一条を加える。

（区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え）

第五条の二　法第二十六条の三第二項において法第二十六条の二の規定により株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が区分して行う経理について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	同法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第一号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	おける株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金

第六条第一項中「毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する」を「次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一般業務（法第二十六条の二第一号に規定する一般業務をいう。以下同じ。）に係る勘定　毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額

二　特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下同じ。）に係る勘定　毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額

第六条第二項中「株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の資本金の額に相当する」を「次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一般業務に係る勘定　一般業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

二　特別業務に係る勘定　特別業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

第七条中「会社は」の下に「、一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定において」を加える。

第八条第一項中「会社の」を「一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定における」に改め、「の額を」の下に「当該それぞれの勘定における」を加える。

第九条第二項中「事項を」の下に「一般業務及び特別業務に係る勘定ごとに」を加える。

第十条第十四号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　調達した資金を整理する勘定

第十一条第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十一条の二中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　調達した資金を整理する勘定

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。ただし、第三条第二号及び第五条第一号の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（株式会社国際協力銀行の資産等の各勘定への帰属に係る計画書の作成基準）

第二条　改正法附則第三条第一項の計画書は、この政令の施行の日における株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の資産及び負債並びに資本金、準備金及び剰余金を、次の各号に掲げる勘定科目の区分に応じ、当該各号に定める勘定に属するものとして整理することを基準として定めるものとする。

一　会社の資産　一般業務（株式会社国際協力銀行法第二十六条の二第一号に規定する一般業務をいう。以下この項において同じ。）に係る勘定及び特別業務（同法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。第四号において同じ。）に係る勘定